風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する
法律施行条例の一部を改正する条例案に関する陳情書

平成２８年３月４日

京都府議会議長　植田 喜裕 様

【陳情理由】

今般、京都府議会において審議されている標記条例改正案について、以下の諸点で大きな懸念をもっています。

①規制対象とされる「客に遊興をさせる」ことが、なぜ風営法の立法目的である「善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止」に触れるのか、そもそも「遊興」という概念の具体像――などが国会審議でも問題視されました。改定された同法の解釈運用基準に照らしても、多くの疑問が残されたままであり、「罪刑法律主義（ある行為を犯罪として処罰するためには、犯罪とされる行為の内容を予め、明確にする原則）に違反する」という多くの法律家の指摘もあります。

②「特定遊興飲食店」営業の許可要件が、地域規制などで事実上強化され、従来は地域で問題なく営業していた店舗も許可されず、無許可営業を余儀なくされかねません。

③以上のように規制対象や概念、「規制緩和」とは逆行する実態にあわない規制など、改正風営法自体が大きな問題を抱えています。それだけに本府において、実際の運用にあたり、改正の趣旨に逆行する規制強化や取締の濫用が行われることを懸念するものです。

以上をふまえ、改正の趣旨からはずれた規制強化や、営業の自由や表現の自由をおかすことのないよう、慎重な運用とともに府議会において継続した取り組みをを心からお願いする次第です。

【陳情要旨】

一　今回の改正によって無許可での営業に対して罰則が設けられたことに鑑み、特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を、広く関係者の意見を聴いた上で、警察において事業者からの相談に適切な対応がなされるよう、必要な措置を講ずること。また、これらを行うに当たっては、法の趣旨に十分配慮すること。

二　特定遊興飲食店営業の営業地域の指定と運用に関しては、関係する事業者や地域住民の意見を聴いた上で、既存の営業者の状況に応じ、法の趣旨に配慮し適切で弾力的な対応を行うこと。

三　本法･条例の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法等で保障されている基本的人権に配慮し、職権が濫用されることのないよう十分留意すること。

【陳情者】

氏名	住所